

日野町監査委員告示第 24 号

地方自治法第 199 条第 1 項および第 2 項に基づき、令和 7 年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 22 日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および 令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
監 査 場 所 日野町役場 4 階 第 1 委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監査対象機関 上下水道課
4. 監 査 対 象 上下水道課の分掌する事務全般および次の事項について
主たる監査事項 ○令和 6 年度未納金徴収実績（水道使用料、公共下水道および農業
集落排水使用料、公共下水道受益者負担金）について
○雨水排水事業計画の進捗状況について
5. 監 査 手 続 令和 7 年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者
から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 水道事業の 5 月 31 日現在の未収金のうち工事負担金未収金（過年度
分）については、対前年度比 271,910 円（3.2%）減の 8,222,870 円である。これについては、令和 6 年度より職員による訪問を開始され少しずつではあるが納入がされていると聞き及んではいるが、依然大きなウェイトを占めている。10 年以上前の民間水道事業者からの移管による新たな加入負担金等が主なものであるが、今後も訪問を継続し経過説明を行い根気よく公正な負担金徴収に努められたい。なお、水道使用料、下水道使用料ともに賃貸住宅入居者の退去時の滞納が起らない方策について検討されたい。件数の多い個人滞納分については、回収可能な事案等から優先順位を付しメリハリのある徴収事務に努められたい。

当町の下水道事業における雨水整備状況は、293.8 ㍔の事業計画のうち 175.5 ㍔で整備率は 59.7%となっている。（令和 6 年 3 月末現在で都市計画水路を含む）また、令和 3 年から令和 7 年までの 5 か年計画では、上水道と電柱移転に時間と費用を要したことや交付金配分状況により進捗率は 70%と聞き及んでいる。今後の整備については、計画の順序もあると思うが、危険な箇所を優先して整備されることも検討されたい。